



# 健康・福祉・介護のひろば

問合せ 健康福祉課 ☎66・3111 健康担当134・135 福祉担当124・128 介護保険担当133 地域包括支援センター132

## 難病患者等への交通費補助

難病等で治療のため、町外へ通院している方に、交通費の補助を行っています。

### 対象者

- ・厚生労働省指定特定疾患患者
- ・小児慢性特定疾患及び人工透析を行う慢性腎不全の患者

### 支給額

患者及び介護者が最も経済的な通常経路により通院し、鉄道、バスを利用した実費額の8割、又は自家用自動車を利用した場合は、1kmあたり10円を支給します。

### 申請方法

所定の申請書を健康福祉課で受け取り、必要事項を記入し申請してください。

問合せ 健康福祉課福祉担当 ☎66・3111 内線124

## 大切な人を自死（自殺）で亡くされた方の「語らいのつどい」

日時 6月14日(金) 午後1時30分～3時30分

場所 秩父保健所

内容 ファシリテーターと共に、同じ体験をされた方同士が、安心して語りあう場を提供します。

対象 家族や親戚、友人、職場の同僚など身近な人を自死（自殺）で亡くされ、ご自分から参加を希望する方（前日までに事前申込みが必要）参加無料

問合せ 秩父保健所保健予防推進担当 ☎22・3824

## 小児慢性特定疾病医療費支給継続申請の受付を開始します

対象 現在受給者証をお持ちで引き続き治療が必要な20歳未満の方の保護者

期間 6月17日(月)～7月31日(水)（土日祝日を除く。）

場所 秩父保健所

必要書類 申請書、医療意見書、健康保険証の写し、受診者の加入する公的医療保険（健康保険）の被保険者の市町村・県民税課税（非課税）証明書（税額・所得金額が記載されたもの）など  
※お持ちの受給者証に記載の住所地为管轄する保健所から申請に必要な書類が郵送されます。  
（医療意見書は同封しません。指定医に依頼してください。）

問合せ 秩父保健所 ☎22・3824

## 更 生 相 談

身体障害者の更生援護にあたり専門的な知識・技術を必要とする相談及び指導を実施しています。補装具の処方及び適合判定、施設入所の判定、その他医療相談を無料で受診できます。

受けたい方は予約が必要ですので、早めに健康福祉課福祉担当へご連絡ください。

### ・ 肢体（手足・体）障害のご相談

6月10日(月) 熊谷児童相談所  
7月 8日(月) 熊谷児童相談所

### ・ 知的障害のご相談

6月 3日(月) 熊谷児童相談所  
6月12日(水) 熊谷児童相談所  
7月 1日(月) 熊谷児童相談所  
7月10日(水) 熊谷児童相談所

問合せ 健康福祉課福祉担当 ☎66・3111 内線124